

## 安曇川沿岸土地改良区定款

### 第1章 総 則

#### (目的)

**第1条** この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

#### (名称及び認可番号)

**第2条** この土地改良区は、安曇川沿岸土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、滋賀第9号である。

#### (地区)

**第3条** この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域とする。

#### (事業)

**第4条** この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業及び突発事故復旧事業を行う。

- 一 県営事業及び団体営事業で造成された当土地改良区の受益地に係る安曇川から引水する地区内かんがい施設並びにほ場整備事業により造成された施設の維持管理
- 2 この土地改良区は、災害復旧事業及び突発事故復旧事業を行う。
- 3 この土地改良区は、県営あいば野地区障害防止対策事業（奥山ダム）によって造成された施設を管理委託された場合は、これを受託する。
- 4 この土地改良区は、第1項の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。  
一 農地維持、資源向上等の多面的機能發揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

5 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。

6 この土地改良区は、安曇川町三重生井普通水利組合（田中井普通水利組合を含む。）・三ヶ字井普通水利組合・下古賀井普通水利組合及び新旭町饗庭井普通水利組合において管理してきた、井堰・樋管・取入水路の營繕及び取水並びに維持管理をする。

7 この土地改良区は、農業用水の安定供給のための水源林の重要性の理解を深める等の普及推進事業を実施することができる。

#### (事務所の所在地)

**第5条** この土地改良区の事務所は、滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1に置く。

#### (公告の方法)

**第6条** この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の本所及び安曇川支所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は京都新聞に掲載するものとする。

### 第2章 会 議

#### (総代会)

**第7条** この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

#### (総代の定数及び選挙区)

**第8条** 総代の定数は、40人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

選挙区	選　　挙　　区　　域	定数
第1区	高島市安曇川町 下古賀・上古賀・長尾 中野・南古賀 田中・五番領・常盤木・中央一丁目 中央二丁目・中央三丁目・中央四丁目 西万木・三尾里・青柳・末広一丁目 末広二丁目・末広三丁目・末広四丁目 高島市 鳴	25人
第2区	高島市新旭町 新庄・新庄一丁目・新庄二丁目 安井川・安井川一丁目・安井川二丁目 北畠・北畠一丁目・北畠二丁目 北畠三丁目・藁園・太田 熊野本・熊野本一丁目 熊野本二丁目・旭・旭一丁目 旭二丁目・饗庭・針江	15人

(総代の選挙)

**第9条** 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

**第10条** 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

**第11条** 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

**第12条** この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

**第13条** 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

**第14条** 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

**第15条** 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

**第16条** 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第3章 役員

(役員の定数)

**第17条** この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事2人とする。

- 2 前項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。
- 3 第1項の理事定数のうち、9人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。
- 4 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

**第18条** 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

**第19条** 理事は、理事長1人を互選するものとする。

**第20条** 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

- 2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

**第21条** この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

**第22条** 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

**第23条** 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

**第24条** 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

### 第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

**第25条** 第4条第1項及び同条第2項並びに第4項の事業に要する経費に充てるための事業賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある土

地の全部につき別表に定める賦課基準表に応じた地積割に賦課する。

2 運営事務費に要する経費に充てるための経常賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

**第26条** この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営事業の分担金を負担する。

2 この土地改良区は地方自治法第224条の規定に基づく分担金を負担するものとする。

3 前各項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(賦課徵収の方法)

**第27条** 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徵収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

**第28条** 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徵収金)

**第28条の2** 法第36条の3の規定に基づく特別徵収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徵収する。

(督促)

**第29条** 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

**第30条** 第25条、第26条、第28条又は第28条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を認めない場合には、その滞納の日数に応じて延滞金（延滞金の割合については地方税法の例による）並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徵収する。

2 前項の延滞金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徵収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徵収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第5章 雜 則

(係及び委員会)

**第31条** この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

**第32条** 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徵収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

**第33条** 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第30条の規定を準用する。

(基本財産)

**第34条** この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

**第35条** この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

**第36条** この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

**第37条** この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

**第38条** この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款付属書]総代選挙規程

[定款付属書]役員選任規程

#### 附 則

1 この定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和26年3月10日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和28年4月14日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和29年6月24日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和29年12月1日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和30年5月16日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和31年11月8日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和36年11月13日認可）

#### 附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和37年4月25日認可）

## 附 則

- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和37年10月5日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和38年5月17日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和41年5月8日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和44年12月15日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和46年6月30日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和47年4月24日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和49年5月29日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和50年5月24日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和53年4月13日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和54年6月23日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和56年6月27日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和56年9月30日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和57年7月2日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和58年1月20日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和58年4月1日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和61年4月23日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（昭和63年5月9日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成4年6月19日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成5年7月27日認可）  
附 則
- 1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する。（平成7年1月30日認可）  
2 各選挙区の総代の定数は、次の総代の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

3 第16条の規定は、現任役員の任期満了による次期の役員選任のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成7年5月31日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成7年6月21日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成9年4月7日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成10年12月24日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成15年4月28日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成15年6月16日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成19年4月3日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成21年1月13日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（平成27年3月27日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（令和元年12月20日認可）

附 則

1 この変更定款は、滋賀県の認可の日より施行する（令和5年3月24日認可）

第3条関係 別表

大字名	字	名
安曇川町下古賀	的谷崎・入谷川原・北山本・恵路京・石田・谷川尻・樋ノ浦・小谷・下川原・南川原・前川原・南垣外・菰原・内垣外	
安曇川町上古賀	嶋・新川原・中瀬・久保前・出口・大道端・片山・里ノ内・上井・下井・臺・立原・上川原・東片屋	
安曇川町長尾	南保地・北保地・北中瀬・南中瀬・久保・東代・東・西・高畠・廣瀬	
安曇川町中野	澤・横町・茶尻・東良・岡・川原・長泥・岸ノ下・保地・西ノ垣内	
安曇川町南古賀	野末・仮屋立・宮ノ北出・井ノ上・在所ノ東・東出・中村・寺ノ平・北二又・莘坂・高岸・松田・谷田・上ノ皆頭・南ノ皆頭・蘿池・二又・櫻木・横町・立町・冠掛・須寺	
安曇川町田中	赤井田・門田・一柳・勝安寺・上五反田・下五反田・椿・児貝・岩ヶ越・中五反田・北五反田・立市・法蓮寺・太田町・寺北・西角田・宮長・拝原・東窪田・田鍬・九十田・三犁・一本杉・石塚・寒風・八反田・六反田・的場・貝倉・大道浦・欠ヶ町・馬借・樋口・豊後・高安・日水・棕木・腰庵・辰巳ヶ町・布施戸・八瀬町・状箱・貝ヶ町・五反田・東中ヶ田・久保田・大橋・横井川・東松田・井田・堅美濃田・角田・横町・南沢・北沢・太鼓堂・仁井・平戸・東堀・稻荷元・相堂・高田・北堀・南堀・千切海道・祠・亦桟・初ヶ瀬・堀田・宮永町・高月・大畔・川尻・柳ヶ辻・堀之内・山崎・戊亥堂・正法寺・麻漬川・花ノ木・下井鳥・堂ノ前・桃田・七反田・五ノ坪・二ノ坪・管ノ町・赤穂・三十六・松田・仁和寺・才ノ神・中小路・森海道・西ノ沢・堀池・三十内・北柿ヶ町・南柿ヶ町・大貝・小高見・荒木・駒田・深田・下岡田・西岡田・蓑田・久々田・大町・三島・九ノ坪・十一・鎌田・畑鉢・竹田・六ノ坪・四ノ坪・番頭・永田・二反田・上雨乞下・平町	
安曇川町五番領	二股・横町・久保・島川・大正五・畠ノ腰・六反田・蓮ヶ池・石佛・枝川・西良	
安曇川町常磐木	腰三味・瑠璃坊・石塚・中島・川久保・絵馬堂・榎木・四反田・木瓜原・井川端・近江・本八・田寺・四方辻・甚八前・上町田・中町田・下町田・野川原・三重生川原・東久保・道崎・北出口・麻ノ腰・女郎垣外・堅町・明正寺・胞衣垣外・三重生・宮北・大塚・下り町・宮南・板東・加セ・的場・南川・莊堺・正ノ上・西久保・町場・横町・赤岩	
安曇川町中央一丁目		
安曇川町中央二丁目		
安曇川町中央三丁目		
安曇川町中央四丁目		
安曇川町末広一丁目		
安曇川町末広二丁目		
安曇川町末広三丁目		
安曇川町末広四丁目		
安曇川町西万木	澤口・小田川・南澤・古屋敷・今宮端・平良田・西川・神楽田・淨願坊・八反田・大水戸・笠取・六ノ坪・看板木・伊勢田・今城・仮屋前・大將軍・モタレ・竜ヶ鼻・毛丁ヶ町・大町・殿馬場・川登り・東良・椿原・川上・鳥頭尾・瀬ヶ川・島川・黒袴・木ノ下・川原上・備後城・永橋・横田・外ヶ町・太寺・尻細・腰折・焼多・長塚・出口・高芝原・久保り	
安曇川町三尾里	下御殿・上御殿・西川・里出・婦希	
安曇川町青柳	万木・樋口・南室前・北室前・鴻ノ巣・神明前・東出・澤・城ノ腰・西澤・中道・実相坊・万田・西馬場・古鳥居・道ノ下・長町・橋口・焼田・二ツ家・前川原・岩寺	
鴨	八代田	

大字名	字	名
新旭町新庄	杵ノ元・明光寺・庄村・二ノ丸・鎌田・東町・南中曾・北中曾・大將軍・保毛・八田・西手・乾・油木平・四ツ谷・高堂・杉ノ木・川原神・饗子・泉水・道田・城ノ内	
新旭町新庄一丁目	高堂	
新旭町新庄二丁目	杉ノ木	
新旭町安井川	南壱町田・宇津木・七反田・西横見通・東横見通・鷺・下四反田・上四反田・神成田・細田・五反田・柿ノ木田・下ノ海道・百々田・堀越・窪田・辻田・権田・扇子・中川原・大川原・渕ノ下・馬場・西川原・四反田・風呂ノ本・堂ノ本・南川原・三ツヶ瀬	
新旭町安井川一丁目	田中ノ町・北壱町田	
新旭町安井川二丁目	長橋・東横見通	
新旭町北畠	十旬・山道・小家川原・祐念田・下大畦・道掛田・上大畦・九ノ坪・二股・下樋掛・横町・呂ノ窪・下金町・上樋掛・砂子田・上金町・梶貝道・六反田・棒田・池ノ町・下川・馬上免・加茂・徳力・下夕モノ木・東内海道・南川原・西内海道・上夕モノ木	
新旭町北畠一丁目	上花貝・下芝原	
新旭町北畠二丁目	西之川原	
新旭町北畠三丁目	上杉ノ木	
新旭町菴園	稻葉川原・用水・畔本・四ノ坪・中川原・向川原・菖蒲川・茶川原・小寺・五郎川原・竹原・新庄道・九牛堂田・下司名・宮ノ前・前川原・六石丸・九ノ坪・杉本・西川原・里ノ西・合歛木・坊主川原・小屋川原	
新旭町太田	西川原・有茂・柳原・榎本・南川原	
新旭町旭	宮ノ前・竹ノ町・庵ノ東・中沢・高畠・地田・九ノ坪・蛭子前・宮ノ西・西浦・村西・村東・十九・浄土寺・宮ノ腰・丸橋・村内・荒毛・庭川	
新旭町旭一丁目		
新旭町旭二丁目		
新旭町熊野本	北居立・上土立・南町・福地和・滝ノ越・其講・新田・山口・西渕・川原・村中・八丁繩手・庭川・角田・村内・初ヶ瀬	
新旭町熊野本一丁目		
新旭町熊野本二丁目		
新旭町針江	東出・西出	
新旭町饗庭	平良田・米井前・前田・八シ田・初ヶ瀬・馬上免・馬場・北海道	

## 安芸川沿岸土地改良区賦課基準表

## 経常賦課金

地積割 (10a当たり)	2,600円	全地区一律
-----------------	--------	-------

## 事業賦課金

% 級	100	70	60	50	30	25	20	0	地区名
地積割 (10a当たり)	4,000円	2,800円	2,400円	2,000円	1,200円	1,000円	800円	0円	全地区一律

\*生産調整田（転作田）については、半額免除とする。